解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年五月十七日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

京都府京都市中京区西ノ京伯楽町一一の六
社団法人京都上労働基準協会
代表清算人　加藤　孝幸

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

大阪府吹田市南吹田三―三―六〇
財団法人吹田市水道サービス公社
清算人　仲川　保

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

大阪府吹田市出口町三一番一号
財団法人吹田市施設管理公社
代表清算人　土井　実

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

大阪府交野市私部一丁目一番一号
財団法人交野市文化財事業団
代表清算人　山本　和孝

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

大阪市中央区伏見町四丁目二番六号
財団法人勤労者住宅協会
代表清算人　山本　憲治

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

兵庫県南あわじ市湊七七番地
財団法人南あわじ産業振興協会
清算人　中田　勝久

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

奈良県奈良市高畑町一一一二番地の一
財団法人奈良市駐車場公社
清算人　池田　宗治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

和歌山県西牟婁郡すさみ町江住一四二八番地
財団法人江住保郷会
代表清算人　山本　壽吉

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

和歌山県西牟婁郡すさみ町見老津二八四番地
財団法人見老津保郷会
代表清算人　岡山　重人

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

鳥取県日野郡日野町根雨一〇一番地
財団法人日野町農林振興公社
代表清算人　景山　享弘

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日付けで存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

鳥取県八頭郡八頭町宮谷二〇〇番地一
財団法人八頭町農業公社
代表清算人　井山　愛治

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富二四七五番地
九〇
財団法人岩美町農業振興公社
代表清算人　榎本　武利

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

岡山県井原市井原町三二一番地一
財団法人井原市文化・スポーツ振興財団
代表清算人　瀧本　豊文

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

岡山県美作市江見九四五番地
財団法人バレンタインパーク作東振興公社
代表清算人　安東　美孝

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

広島市南区比治山本町一二番二号
財団法人広島県民間社会福祉事業従事者
互助会
代表清算人　松尾　龍一

解散公告（第一回）

当財団法人は、寄附行為第三十一条第一項の規定による存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

広島県広島市中区大手町一丁目五番三号
財団法人県民センター
代表清算人　鈴木　清

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

広島県庄原市西城町三坂八四三番地
財団法人八鉾會
代表清算人　前田　忠邦

解散公告（第一回）

当法人は存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

広島県東広島市西条朝日町五番九号
財団法人東広島市都市整備公社
清算人　城信　誠